

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会 設置要綱

(趣旨)

第一条 海外渡航者新型コロナウイルス検査センターに関し、その業務の適正を確保するため、「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会」を設置する。

(業務)

第二条 海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項に関する国又は海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下「センター」という。）の取組について審議を行う。

- 一 事業者の海外渡航のために必要な新型コロナウイルス感染症に関する検査証明を適切に行う医療機関の登録及び登録の取消しに関すること
- 二 センターの利用者の範囲の画定及び利用者による検査の予約、検査証明の発行その他の医療機関との取引に関すること。
- 三 その他利用者によるセンターの利用を円滑化するための方策又はセンターの管理若しくは運営に当たって必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、経済産業省及び厚生労働省が指名する有識者からなる委員で組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員長が不在の際にその職務を代理する者を委員の中から指名することができる。

(議事)

第四条 委員長は、経済産業省及び厚生労働省の求めに応じて、委員会を招集する。

- 2 委員の過半数が出席しなければ、委員会を開き、議決することができない。
- 3 委員は、代理出席又は他の委員への委任状をもってその出席に代えることができる。
- 4 委員長は、経済産業省及び厚生労働省の求めがあった場合は、書面をもって委員会の開催に代えることができる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、参考人として委員会への出席を求めることができる。
- 6 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の公開について)

第五条 委員会の議事及び委員会に提出された資料は、公開する。ただし、特定の医療機関又は特定の利用者に関する事項を審議する場合その他特別の事情がある場合、委員長の判断で、非公開とすることができるものとする。

(秘密を守る義務)

第六条 委員は、第二条の審議を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(事務局)

第七条 委員会の庶務は、経済産業省及び厚生労働省で行う。

(その他)

第八条 この要綱に定めのない事項については、委員長が別に定める。